

施行 平成 22 年 2 月 1 日

改正 平成 24 年 11 月 27 日

## 国立西洋美術館世界遺産登録推進サポーター会則

### 第 1 条：名称

本会は、「国立西洋美術館世界遺産登録推進サポーター」（以下、「サポーター」という。）と称する。

### 第 2 条：目的

本会は、国立西洋美術館の世界遺産登録実現に向けた推進活動を応援するとともに、国立西洋美術館の PR 及び同美術館事業への支援を行うことを目的とする。

### 第 3 条：活動期間及び会の解散

本会の活動期間は、国立西洋美術館の世界遺産登録の推進が終了した年の 12 月末日を期限とし、その期限満了日をもって本会は解散となる。

### 第 4 条：サポーターの資格

サポーターとは、本会則を承認のうえ、本会所定の手続きにより、サポーターへの登録を申し込み、サポーターカードの発行を受けた者をいう。

### 第 5 条：サポーターカードの発行

- (1) 本会は、サポーター 1 名につき 1 枚のサポーターカードを発行する。
- (2) サポーターカードは、他人に譲渡・貸与することはできない。
- (3) 有効期限の表示が 2012 年 12 月末日と表記されたサポーターカードであっても、活動期間の期限まで効力を持つものとする。

### 第 6 条：会費

入会金、年会費、その他、サポーター登録に要する費用は一切徴収しない。

### 第 7 条：退会

サポーターは、随時退会できるものとし、退会の際は本会へ退会申請を行うものとする。（サポーターカードは、速やかに事務局に返却するものとする）

### 第 8 条：事務の取扱い

サポーター事業の名簿管理等の事務処理については、本会事務局から委託された台東区世界遺産登録推進室にて執り行うものとする。

### 第 9 条：個人情報取り扱い

サポーターの氏名等にかかる個人情報は当会事務局において厳重に管理する。

### 第 10 条：本会則の変更等

本会則は、随時変更する場合がある。サポーターは、入会時にかかわらず、常に最新の規約に服するものとする。また、本会の具体的な運営方法などについては、随時、変更される場合がある。サポーターはこれについて異議を述べることはできないものとする。

国立西洋美術館世界遺産登録推進サポーター

（事務局） 国立西洋美術館世界遺産登録上野地区推進委員会

（管理事務受託） 台東区役所世界遺産登録推進室（〒110-8615 台東区東上野 4-5-6）